

4 表彰関係業務（冬季大会）

県及び会場地市町村は、「国民体育大会開催基準要項」の定めにより、県競技団体の協力を得ながら、正式競技において入賞した都道府県、個人及び団体に対する表彰状及び賞状を作成・授与する。

1 業務の概要

業務名	内 容	中央競技団体	県	会場地市町村	県競技団体
表彰状・賞状等の規格等の決定	県は、日本スポーツ協会と調整の上、表彰状・賞状等の規格、素材、デザイン、記載内容等を検討・決定する。 (表彰状・賞状等は本大会と同じ規格、素材、デザインのものを使用する)		◎		
表彰状・賞状の必要枚数算出	会場地市町村及び県競技団体は、表彰状・賞状等の必要数を算出し県に報告する。			◎	○
表彰状・賞状の印刷、配布	① 県は、表彰状・賞状等用紙を選定する。また、文面の筆耕者を選定し、筆耕を依頼する。		◎		
	② 県は、表彰状・賞状を製作し、必要数を会場地市町村に配布する。会場地市町村は受領し保管する。		◎	○	
収納ケース等の製作、配布	県は、表彰状・賞状を収納するケース等を製作し、各会場地市町村に配布し、会場地市町村は受領し保管する。		◎	○	
競技会の表彰式における表彰	① 筆耕者の選定 会場地市町村及び県競技団体は、被表彰者名等の筆耕者を選定する。 ② 賞状等の授与 会場地市町村及び県競技団体は、被表彰者名等の必要事項を筆耕し、賞状等を授与する。 ③ 使用枚数等の管理、方向 会場地市町村及び県競技団体は、表彰状・賞状等の使用枚数等の管理を行う。また、競技会終了後は不要分について処分を行うとともにその状況について県に報告する。			◎	○
表彰式における表彰	県は、被表彰都道府県名を筆耕し、表彰状を授与する。		◎		

2 業務推進上の留意点

- (1) 表彰状・賞状の規格、素材、デザイン、記載内容等については、原案ができた段階で日本スポーツ協会と調整し、了承を得ること。
- (2) 表彰状・賞状の必要枚数は、各競技の種別及び種目に留意して算定すること。
- (3) 被表彰者名、日表彰都道府県名の筆耕については、コピー機やプリンターを使用するなど、毛筆以外の方法も検討すること。
- (4) 「第77回国民体育大会式典基本方針」に、式典の内容及び式典の企画・運営について定めているので参照すること。

〈参考〉

- ◎ 表彰状 競技別男女総合成績及び女子総合成績の1～8位
- ◎ 賞状 各競技の各種別及び種目の1～8位

区分	作成物品	作成	筆耕・授与
◆競技別総合成績（正式競技）	表彰状・収納ケース	県	県
◆種別・種目別成績（正式競技）	賞状・収納ケース	県	会場地市町村・競技団体
◆デモンストラレーションスポーツ	賞状又は認定証	県	会場地市町村・競技団体

〈参考〉

1 国民体育大会開催基準要項（令和元年6月13日第54次改定）※抜粋

11 表彰
(1) 総合表彰
1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を。女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。
(2) 競技別表彰
1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(63項)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64項)により授与する。
(4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することが出来る。
20 大会の式典
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第8項により実施することができる。

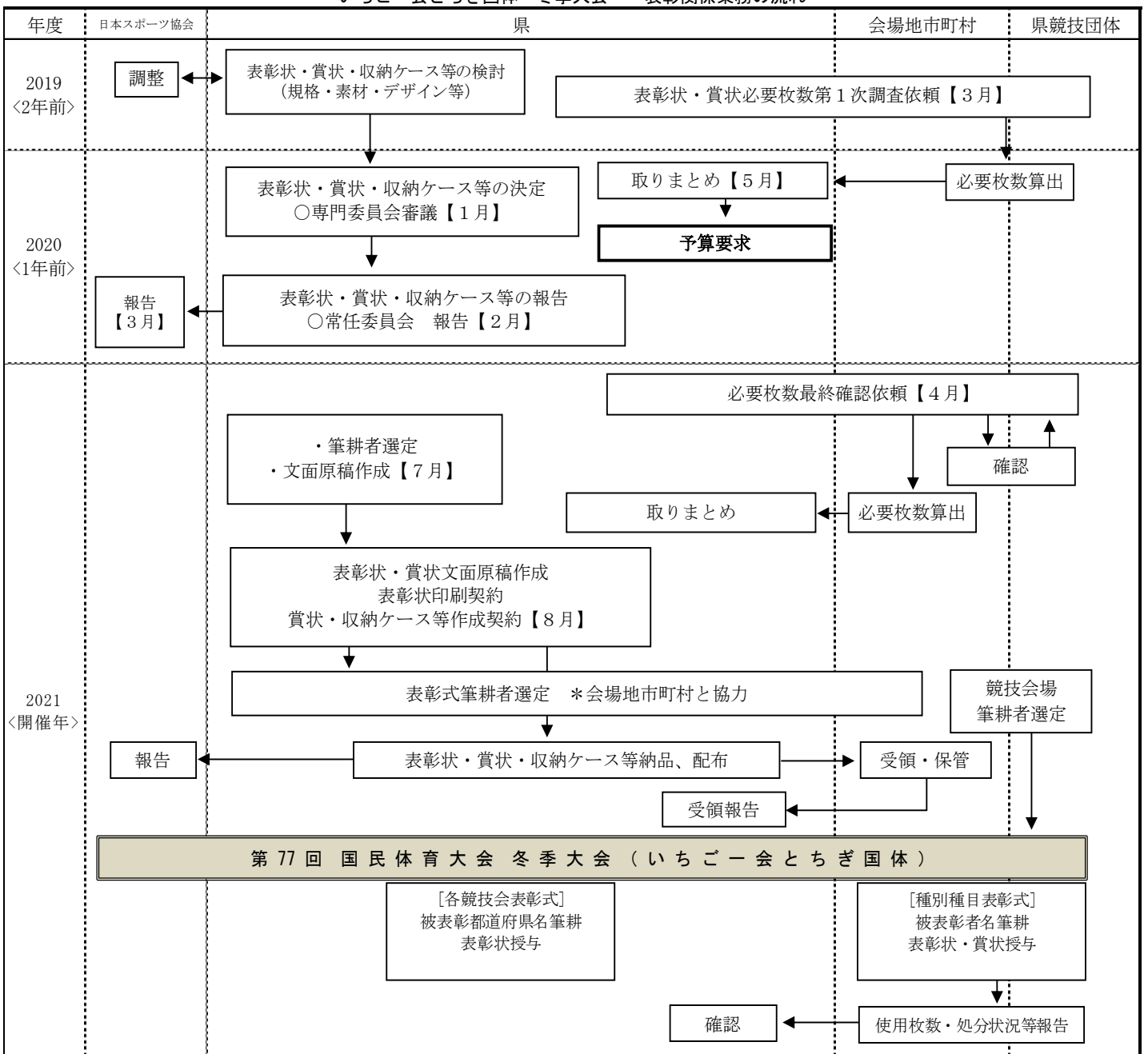
2 国民体育大会開催基準要項細則（平成 31 年 4 月 1 日改定）※抜粋

- 8 本則第 20 項第 5 号（各競技会表彰式の要領）
各競技会の表彰は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。
- ・成績発表
 - ・表彰状授与
 - ・大会会長トロフィー授与
 - ・競技会会長閉会のあいさつ
 - ・会場地代表歓迎のことば
 - ・国旗降納
 - ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

3 第 77 回国民体育大会式典基本方針（令和元年 8 月 5 日第 13 回常任委員会改正）※抜粋

- 2 式典の構成
(3) 各競技会表彰式、基準要項第 20 項第 5 号及び同細則 8 項の規程する各項目で構成する。
- 3 式典の企画・運営
(2) 各競技会の表彰式は、第 77 回国民体育大会栃木県準備(実行)委員会が定める要項に基づき、会場地市町村準備(実行)委員会が関係競技団体と協議の上、企画・運営に当たる。ただし、冬季大会の表彰式(競技会の種別・種目ごとの表彰式を除く。)については、第 77 回国民体育大会栃木県準備(実行)委員会が企画し、第 77 回国民体育大会栃木県実施本部(仮称)が運営に当たる。

いちご一会とちぎ国体 冬季大会 表彰関係業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。